

令和4年 No20

○東京学芸大学公用車管理運行規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正及び様式の押印欄廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

○国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）の一部改正、事務手続の簡素化及び押印に係る取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

○国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

押印に係る取扱いの見直し及び様式の押印欄廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学公用車管理運行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規則第14号

東京学芸大学公用車管理運行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学公用車管理運行規則（平成10年規則第2号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年細則第3号

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則（平成16年細則第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学公用車管理運行規則の一部改正について

改正理由：道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正及び様式の押印欄廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（運行管理者等の任務）</p> <p>第5条 運行管理者は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車運転手（本学職員に限る。）の指導及び監督に関すること。 (2) 公用車の使用の許可に関すること。 (3) 公用車の点検及び整備に関すること。 (4) 公用車の管理及び運行に関する手続き並びに記録等の整理及び保存に関すること。 (5) 公用車の安全管理及び事故防止の措置に関すること。 (6) 車庫及び関係施設の監守並びに火災防止の措置に関すること。 (7) その他公用車の管理及び運行のため必要と認める事項 <p><u>2 運行管理者は、運転しようとする自動車運転手及び運転を終了した自動車運転手に対し、酒気帯びの有無について、当該自動車運転手の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次項において同じ。）を用いて確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 運行管理者は、前項の規定による確認の内容を、公用車運行日誌（様式第2号）の付表（以下「日誌の付表」という。）に記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。</u></p> <p><u>4 補助管理者は、運行管理者の事務を補助する。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（公用車運行上の留意事項）</p> <p>第8条 自動車運転手は、道路交通法その他関係法令の定めに従うほか、常に安全運転を心がけるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運行前は、日誌の付表に明記された点検を行うとともに、異常を認めた場合は、直ちに運行管理者に報告し、その指示に従うものとする。 	<p>〔省略〕</p> <p>（運行管理者等の任務）</p> <p>第5条 運行管理者は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車運転手（本学職員に限る。）の指導及び監督に関すること。 (2) 公用車の使用の許可に関すること。 (3) 公用車の点検及び整備に関すること。 (4) 公用車の管理及び運行に関する手続き並びに記録等の整理及び保存に関すること。 (5) 公用車の安全管理及び事故防止の措置に関すること。 (6) 車庫及び関係施設の監守並びに火災防止の措置に関すること。 (7) その他公用車の管理及び運行のため必要と認める事項 <p><u>2 補助管理者は、運行管理者の事務を補助する。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（公用車運行上の留意事項）</p> <p>第8条 自動車運転手は、道路交通法その他関係法令の定めに従うほか、常に安全運転を心がけるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運行前は、<u>公用車運行日誌（様式第2号）の付表（以下「日誌の付表」という。）</u>に明記された点検を行うとともに、異常を認めた場合は、直ちに運行管理者

<p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">公用車使用願</p> <p>〔省略〕</p> <p>下記のとおり公用車を使用したいので許可願います。 年 月 日 課長・室長</p> <p>〔省略〕</p> <p>上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 経理課長</p> <p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">公用車運行日誌</p> <p>〔省略〕</p> <p>(公用車運行日誌付表) 点検表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">点検箇所</th> <th>運転席</th> <th>運転席以外</th> <th rowspan="2">点検者 (使用者)の 氏名</th> <th colspan="5">酒気帯びの有無の確認</th> </tr> <tr> <th>〔省略〕</th> <th>〔省略〕</th> <th>確認 時間</th> <th>確認 方法</th> <th>アルコ ール検 知器使 用の有 無</th> <th>酒気帯 びの有 無</th> <th>その他 必要な 指示事 項</th> <th>確認 者</th> </tr> <tr> <td>点検項目</td> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	点検箇所	運転席	運転席以外	点検者 (使用者)の 氏名	酒気帯びの有無の確認					〔省略〕	〔省略〕	確認 時間	確認 方法	アルコ ール検 知器使 用の有 無	酒気帯 びの有 無	その他 必要な 指示事 項	確認 者	点検項目	〔省略〕	〔省略〕								<p>に報告し、その指示に従うものとする。 (2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">公用車使用願</p> <p>〔省略〕</p> <p>下記のとおり公用車を使用したいので許可願います。 年 月 日 課長・室長 印</p> <p>〔省略〕</p> <p>上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 経理課長 印</p> <p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">公用車運行日誌</p> <p>〔省略〕</p> <p>(公用車運行日誌付表) 点検表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">点検箇所</th> <th>運転席</th> <th>運転席以外</th> <th rowspan="2">点検者(使用者)の 押印又はサイン</th> </tr> <tr> <th>〔省略〕</th> <th>〔省略〕</th> </tr> <tr> <td>点検項目</td> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> <td></td> </tr> </table>	点検箇所	運転席	運転席以外	点検者(使用者)の 押印又はサイン	〔省略〕	〔省略〕	点検項目	〔省略〕	〔省略〕	
点検箇所		運転席	運転席以外		点検者 (使用者)の 氏名	酒気帯びの有無の確認																																
	〔省略〕	〔省略〕	確認 時間	確認 方法		アルコ ール検 知器使 用の有 無	酒気帯 びの有 無	その他 必要な 指示事 項	確認 者																													
点検項目	〔省略〕	〔省略〕																																				
点検箇所	運転席	運転席以外	点検者(使用者)の 押印又はサイン																																			
	〔省略〕	〔省略〕																																				
点検項目	〔省略〕	〔省略〕																																				

月	前				:	対面 その他 ()	有・無	有・無		
	後				:	対面 その他 ()	有・無	有・無		
[省略]										

※1 日付は、公用車運行日誌と対応するものであること。
 ※2 「前」…運行前, 「後」…運行後 それぞれの欄にレ印でチェックをすること。
 ※3 酒気帯びの有無の確認欄は、運行管理者(補助管理者)が行い、確認した内容を記入すること。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

月 日	前			
	後			
[省略]				

※1 日付は、公用車運行日誌と対応するものであること。
 ※2 「前」…運行前, 「後」…運行後 それぞれの欄にレ印でチェックをすること。
 。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）の一部改正，事務手続の簡素化及び押印に係る取扱いの見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 本学における契約の一般的約定事項については，文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）に規定する工事請負契約基準，製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。ただし，代金の支払期日を定めている<u>工事請負契約基準第33第2項</u>，<u>製造請負契約基準第22第2項</u>及び<u>物品供給契約基準第8第2項</u>については適用しない。</p> <p>[省略]</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第12条 契約担当役等は，競争入札を執行しようとする場合は，次に掲げる事項を記載した入札書（以下「入札書」という。）を競争加入者から提出させなければならない。</p> <p>(1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名</p> <p>(2) 入札金額</p> <p>(3) <u>競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）</u></p> <p>(4) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の<u>氏名</u></p> <p><u>2</u> 契約担当役等は，代理人が入札するときは，あらかじめ，競争加入者から代理委任状を提出させなければならない。</p>	<p>[省略]</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 本学における契約の一般的約定事項については，文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）に規定する工事請負契約基準，製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。ただし，代金の支払期日を定めている<u>工事請負契約基準第32第2項</u>，<u>製造請負契約基準第21第2項</u>及び<u>物品供給契約基準第6第2項</u>については適用しない。</p> <p>[省略]</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第12条 契約担当役等は，競争入札を執行しようとする場合は，次に掲げる事項を記載した入札書（以下「入札書」という。）を競争加入者から提出させなければならない。</p> <p>(1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名</p> <p>(2) 入札金額</p> <p>(3) <u>競争加入者本人の住所，氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印</u></p> <p>(4) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の<u>氏名及び押印</u></p> <p><u>2</u> 契約担当役等は，あらかじめ，競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）に，<u>入札書に記載する事項を訂正する場合には当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 契約担当役等は，代理人が入札するときは，あらかじめ，競争加入者から代理委任状を提出させなければならない。</p>

3 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

〔省略〕

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

4 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部改正について

改正理由：押印に係る取扱いの見直し及び様式の押印欄廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正							現 行						
〔省略〕							〔省略〕						
(郵便切手等受払簿)							(郵便切手等受払簿)						
第26条 郵便切手及び回数券等を保有する部局は、受払いを明らかにするため、次の受払簿を備え記録するものとする。							第26条 郵便切手及び回数券等を保有する部局は、受払いを明らかにするため、次の受払簿を備え記録するものとする。						
(1) 郵券等受払簿 (別紙様式第13号)							(1) 郵券等受払簿 (別紙様式第13号)						
(2) 回数券等受払簿 (別紙様式第14号)							(2) 回数券等受払簿 (別紙様式第14号)						
〔省略〕							〔省略〕						
(交替の手続)							(交替の手続)						
第28条 資産管理役の交替があった場合は、前任者は交替の日の前日をもって引継書 (別紙様式第17号) を作成し、後任者とともに記名し、後任者に引き継ぐものとする。ただし、前任者が引き継ぎをすることができないときは、後任者が引継書を作成し、 <u>記名する</u> ものとする。							第28条 資産管理役の交替があった場合は、前任者は交替の日の前日をもって引継書 (別紙様式第17号) を作成し、後任者とともに <u>記名押印</u> し、後任者に引き継ぐものとする。ただし、前任者が引き継ぎをすることができないときは、後任者が引継書を作成し、 <u>記名押印する</u> ものとする。						
〔省略〕							〔省略〕						
(検査書の作成)							(検査書の作成)						
第31条 検査員は、検査をしたときは、物品検査書 (別紙様式第18号) 2通を作成し、その1通は検査を受けた者に交付し、他の1通は学長に提出するものとする。							第31条 検査員は、検査をしたときは、物品検査書 (別紙様式第18号) 2通を作成し、その1通は検査を受けた者に交付し、他の1通は学長に提出するものとする。						
〔省略〕							〔省略〕						
別紙様式第13号							別紙様式第13号						
郵券等受払簿							郵券等受払簿						
月 日	摘要	切手 (枚)	はがき (枚)	金額	取扱者	所属長	月 日	摘要	切手 (枚)	はがき (枚)	金額	取扱者印	所属長印
		〔省略〕	円						〔省略〕	円			

	前年度（前頁）か ら繰越（現在高）						
〔省略〕							

〔省略〕

別紙様式第14号

回数券等受払簿

年度

部局（ ）

年月日	利用者 番号	受入 枚数	払出 枚数	残枚数	利用者名	<u>利用者</u>	<u>所属長</u>	備考

〔省略〕

〔省略〕

別紙様式第17号

引継書

〔省略〕

引継 年 月 日

前任資産管理役 役職 氏名
後任資産管理役 役職 氏名

別紙様式第18号

物品検査書 国立大学法人名 東京学芸大学				
物品管理機関名	役職	氏名	管理期間	備考

	前年度（前頁）か ら繰越（現在高）						
〔省略〕							

〔省略〕

別紙様式第14号

回数券等受払簿

年度

部局（ ）

年月日	利用者 番号	受入 枚数	払出 枚数	残枚数	利用者名	<u>利用者 受領印</u>	<u>所属長 確認印</u>	備考

〔省略〕

〔省略〕

別紙様式第17号

引継書

〔省略〕

引継 年 月 日

前任資産管理役 役職 氏名 印
後任資産管理役 役職 氏名 印

別紙様式第18号

物品検査書 国立大学法人名 東京学芸大学				
物品管理機関名	役職	氏名	管理期間	備考

〔省略〕					〔省略〕				
検査年月日 年 月 日					検査年月日 年 月 日				
検査員 役職 氏名					検査員 役職 氏名				
検査立会人 役職 氏名					検査立会人 役職 氏名				
<u>附 則</u>					<u>印</u>				
<u>この細則は、令和4年4月1日から施行する。</u>					<u>印</u>				